

提供日 2021/12/20
タイトル 浄化槽法定検査について外国人向けパンフレット
(英語版・ポルトガル語版・中国語版)を作成しました
担当 暮らし・環境部環境局生活環境課
連絡先 大気水質班
054-221-2258



浄化槽法定検査について外国人向けパンフレット (英語版・ポルトガル語版・中国語版)を作成しました

1 要旨

浄化槽の管理者には、浄化槽法によって年に1回法定検査を受検することが義務付けられています。県では、このことを県内在住の外国人の方々にも広く理解していただくため、(一財)静岡県生活科学検査センターと連携し、多言語版のパンフレットを作成しました。

2 パンフレット名

浄化槽の法定検査ってなに？

3 対応言語

日本語・英語・ポルトガル語・中国語

4 入手先

静岡県生活環境課ホームページから閲覧・ダウンロードできます。

URL : http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/sui/jyoukasou_suishitsu.html#kimari3

5 その他

- ・3の言語の他にベトナム語、フィリピン語(タガログ語)についても作成中です。完成次第、同ページにて公開する予定です。
- ・この取組は、SDGsの目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標10「人や国の不平等をなくそう」に寄与するものです。

参考 (一財)静岡県生活科学検査センターについて

水質検査をはじめ、人と環境に係る様々な検査を行っている検査機関です。静岡県知事が浄化槽法の規定に基づいて、県内で法定検査を行うことができる者として指定した県内唯一の機関になります。(TEL(検査推進課):054-621-5863)